

OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会 設置要綱

(目的)

第1条 官民の関係団体の情報共有・相互連携等を行い、外国人材の受入促進と共生推進を図るため、「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会においては、次の事項を所掌する。

- (1) 外国人材の受入促進に関すること
- (2) 外国人との共生推進に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織及び会議)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体により組織する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。会長は、大阪府副知事の職にあるものをもって充てる。副会長は、大阪市副市長の職にある者、大阪商工会議所の副会頭の職にある者、公益社団法人関西経済連合会の副会長の職にある者、一般社団法人関西経済同友会の理事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる団体を代表する者をもって充てる。
- 4 会議は、会長が招集し、主催する。
- 5 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、大阪府及び大阪出入国在留管理局に置く。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会に、個別の事項ごとに協議、情報共有等を行うため、以下のワーキンググループを置く。

- (1) 受入促進に関するワーキンググループ
- (2) 共生推進に関するワーキンググループ

(ワーキンググループの組織及び会議)

第6条 受入促進に関するワーキンググループは、別表2に掲げる団体により組織する。共生推進に関するワーキンググループは、別表3に掲げる団体に

より組織する。

- 2 ワーキンググループに、リーダーを置く。受入促進に関するワーキンググループのリーダーは、大阪府商工労働部商工労働総務課長の職にある者をもって充てる。共生推進に関するワーキンググループのリーダーは、大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課長の職にある者をもって充てる。
- 3 受入促進に関するワーキンググループの委員は、別表2に掲げる団体から推薦のあった者を充てる。共生推進に関するワーキンググループの委員は、別表3に掲げる団体から推薦のあった者を充てる。
- 4 会議は、リーダーが招集し、主催する。
- 5 リーダーは、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループの事務局)

第7条 ワーキンググループの事務局は、大阪府に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。

別 表 1 (第 3 条関係)

団 体 名
大阪府
大阪市
大阪府市長会
大阪府町村長会
大阪出入国在留管理局
大阪労働局
近畿厚生局
近畿農政局
近畿経済産業局
近畿地方整備局
近畿運輸局
大阪航空局
大阪商工会議所
公益社団法人関西経済連合会
一般社団法人関西経済同友会
日本労働組合総連合会大阪府連合会
公益財団法人大阪産業局
公益財団法人大阪観光局
日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部
外国人技能実習機構大阪事務所

別 表 2 (第 6 条関係)

団 体 名
大阪府
大阪市
大阪出入国在留管理局
大阪労働局
近畿厚生局
近畿農政局
近畿経済産業局
近畿地方整備局
近畿運輸局
大阪航空局
大阪商工会議所
公益社団法人関西経済連合会
一般社団法人関西経済同友会
日本労働組合総連合会大阪府連合会
公益財団法人大阪産業局
公益財団法人大阪観光局
日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部
外国人技能実習機構大阪事務所
公益財団法人国際人材協力機構大阪駐在事務所

別 表 3 (第 6 条関係)

団 体 名
大阪府
大阪市
大阪府市長会
大阪府町村長会
大阪出入国在留管理局
公益財団法人大阪府国際交流財団
公益財団法人大阪国際交流センター